

統一教会に賠償命令

2億7800万円 「布教、常識を逸脱」

札幌地裁

違法な布教で入信させられ、献金や奉仕を強いられたとして、北海道と愛知、鹿児島両県の元信者ら63人が、世界基督教統一神靈協会（統一教会）に約6億6500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であった。橋詰均裁判長は「信者が原告に行つた布教活動は社会常

識から著しく逸脱し違法」として、統一教会に約2億7800万円の支払いを命じた。判決によると、原告は86～04年、統一教会と知らずに勧誘され入信。献金や数珠の購入、合同結婚式で見知らぬ相手との結婚などを強要された。

判決文を精査し今後の対応を決めたい」とのコメントを出した。【坂井友子】

人の郷路征記弁護士は
判決後、原告側代理